

平成30年度 介護保険施設等の 指導監査結果及び留意事項

盛岡市 保健福祉部 地域福祉課

盛岡市における指導監査について

介護サービス事業等が適正な業務内容となっているかの調査，及び関係法令等の周知徹底のために指導を行う。

指導方法は
2種類

集団指導

介護サービス事業者や介護保険施設担当者に対して，各種対象サービスの取り扱いや介護報酬の算定方法などについて，過去の指導事例を例示する方法により，**1つの会場において指導を行うもの。**

実地指導

直接に介護サービス事業者や介護保険施設を訪問して，「施設見学」や「関係書類の閲覧」及び「関係者へのヒアリング」を行い，運営基準条例に基づいた適切な運営が行われているか，介護報酬の算定要件を満たしているか，計画に基づいたサービス提供が行われているか等の内容を確認し，**適正でない認められる場合は是正するよう指導を行うもの。**

実地指導について

実地指導終了後の
通知文書は3種類

- 文書指摘
- 口頭指導
- アドバイス事項

文書指摘

福祉関係法令等又は指定基準等に違反すると認められることから、すみやかな是正改善を求める場合



是正改善報告書の
提出を求める

口頭指導

福祉関係法令の違反で軽微と認められる場合、又は福祉関係法令以外の関連法令又はその他の通達等に違反する場合



是正改善報告書の提出は求めない

アドバイス事項

福祉関係法令の違反とは認められないが、今後の運営上、改善が望ましい事項



監査について

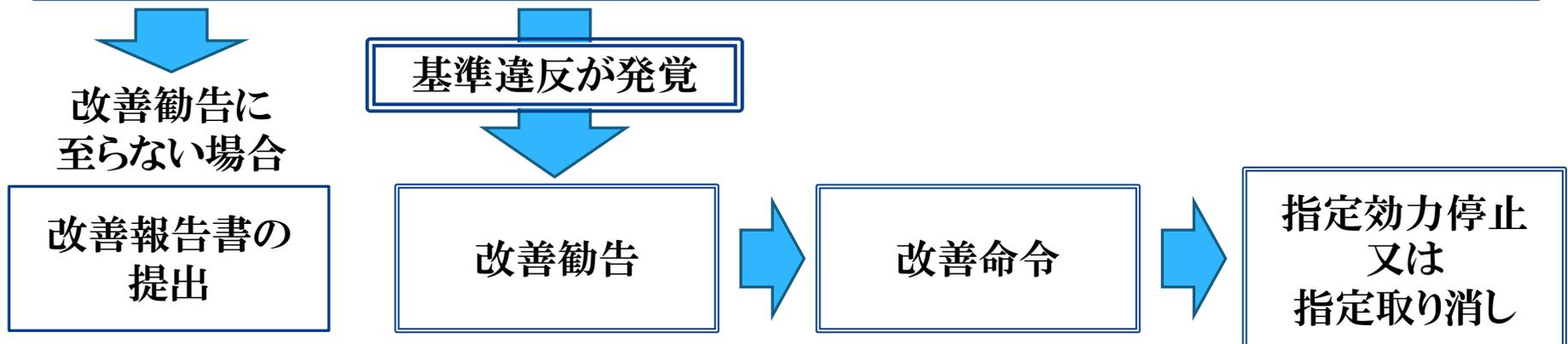
監査を実施する場合

① 要確認情報が市に対し寄せられた場合

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 国民健康保険団体連合会，地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ウ 国民健康保険団体連合会，保険者からの通報情報
- エ 介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- オ 「介護サービス情報の公表」の未実施情報

② 実地指導中に著しい運営基準違反が確認され，利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

③ 実地指導中に介護報酬に係る費用の請求に誤りが確認され，その内容が著しく不正な請求と認められる場合



実地指導結果(事業所数・過去3ヵ年)

実地指導 事業所数	28年度	29年度	30年度
居宅サービス 訪問介護, 訪問入浴介護, 訪問看護, 訪問リハ, 居宅療養管理, 通所介護, 通所リハ, 短期入所生活, 短期入所療養, 特定施設, 福祉用具貸与, 特定福祉用具販売, 居宅介護支援	73	84	84
施設サービス 介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設	2	6	7
地域密着型サービス 地域密着型通所介護, 認知症対応型通所介護, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護 等	21	13	20
計	96	103	111

実地指導結果(指摘事項の件数・過去3ヵ年)

実地指導 指摘事項の件数		H28	H29	H30	平均 (H28-30)
指摘【あり】の施設数		86	97	108	97
内訳	文書指摘及び口頭指導	(67)	(71)	(82)	(73)
	文書指摘のみ	(4)	(0)	(2)	(2)
	口頭指導のみ	(15)	(26)	(24)	(22)
指摘【なし】の施設数		10	6	3	6
合計件数		96	103	111	103

実地指導結果 (指導事項項目別件数・過去3ヵ年)

指摘事項の件数 (文書指摘及び口頭指導)	H28	H29	H30	平均 (H28-30)
1 基本方針	0	0	0	0
2 人員基準	4	6	4	5
3 設備基準	3	1	0	1
4 運営基準	403	347	474	408
5 変更届出	10	18	13	14
6 報酬請求	42	59	64	55
合計	462	431	555	483

平成30年度実地指導結果

指摘事項の件数 (文書指摘及び口頭指導)	文書指摘	口頭指導	合計	割合
1 基本方針	0	0	0	0.0%
2 人員基準	4	0	4	0.7%
3 設備基準	0	0	0	0.0%
4 運営基準	138	336	474	85.4%
5 変更届出	13	0	13	2.4%
6 報酬請求	58	6	64	11.5%
合計	213	342	555	100.0%

- 指摘の多くが運営基準に関わるもの。
- 報酬請求の指摘のうち、46件は過誤調整が必要となったもの。

「4 運営基準」の指摘件数(H30) (1/2)

指摘事項の件数	文書指摘	口頭指導	合計	割合 (全体に対して)
① 勤務体制の確保	9	74	83	15.0%
② 内容及び手続の説明並びに同意	51	103	154	27.7%
③ 介護計画の作成	45	31	76	13.7%
④ 運営規程	0	46	46	8.3%
⑤ 非常災害対策	3	7	10	1.8%
⑥ 衛生管理等（感染症対策）	0	1	1	0.2%
⑦ 記録等の整備	6	1	7	1.3%
⑧ 運営規程の概要等の掲示	4	4	8	1.4%
⑨ 秘密の保持等	1	12	13	2.3%
⑩ 利用料等の受領	0	1	1	0.2%

「4 運営基準」の指摘件数(H30) (2/2)

指摘事項の件数	文書指摘	口頭指導	合計	割合 (全体に対して)
⑪ 心身の状況等の把握 (アセスメント)	1	7	8	1.4%
⑫ 利用料等の受領 (日常生活費等)	0	0	0	0.0%
⑬ サービスの提供の記録	4	0	4	0.7%
⑭ 定員の遵守	0	0	0	0.0%
⑮ 身体的拘束	3	10	13	2.3%
⑯ 事故発生時の対応	1	10	11	2.0%
⑰ 運営推進会議	1	7	8	1.4%
⑱ その他	9	22	31	5.6%
合計	138	336	474	85.4%

① 人員基準について

事例 1

【指摘内容】

- * 介護職員や生活相談員等，従業者の配置が不適切である。
(不在又は勤務時間の不足等)

【改善ポイント】

- 勤務予定を作成する際に，人員基準を満たしていることを確認する。
- 勤務予定に変更がある場合にも，人員基準に留意して従業員を配置する。

注意!

人員に関する基準は，定員，利用者数，職種等ごとに異なる場合があります。解釈通知に，基準の考え方が細かく記載されています。

② 勤務表について

事例2

【指摘内容】

- * 勤務表を作成していない。
- * 記載すべき項目が不足している。
- * 複数の職種を兼務している職員について、1つの職種しか明示していない。

【改善ポイント】

- 次ページの「勤務表に明示する事項一覧」で、記載すべき事項を確認し、不足項目を追加する。
- 兼務している職種を全て明示し、職務の内容を明確にする。

注意!

法人として、常勤職員として雇用していても、2以上の事業所を勤務する職員の場合、非常勤職員として取り扱います。それぞれの事業所の勤務表には「常勤以外」又は「非常勤職員」等と明示することになります。(管理者の場合例外有り)

勤務表に明示する事項一覧

サービス種別	居宅サービス												施設サービス			地域密着型サービス									
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)
明示事項	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	居宅介護支援	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	定期巡回・随時対応型	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護
① 月ごとの勤務表の作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	※1	○	○	○	○	○	※2		○	○
② 日々の勤務時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 職務の内容	○	○	○	○	○												○	○							
④ 常勤・非常勤の別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 管理者との兼務関係等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥ サービス提供責任者である旨	○																								
⑦ 専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置						○	○	○	○										○	○	○				○
⑧ 機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係										○													○		
⑨ 介護職員及び看護職員等の配置														○	○	○								○	
⑩ 夜間及び深夜の勤務の担当者																						○			

平成30年4月1日時点での省令及び解釈通知に基づき作成したものの

※1 月ごと病棟ごとの勤務表の作成。

※2 共同生活住居ごとに作成。

【注意】

上記の表は省令及び解釈通知に基づき作成しています。①の一部のサービスに○が付いていませんが、勤務の体制を定めておかなければなりませんので、毎月勤務表等を作成し、「日々の勤務時間」「職務の内容(職種)※兼務しているもの全て」「常勤・非常勤の別」を明示してください。

【参考】勤務表

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (年 月分) サービス種類 ()

事業所・施設名 ()

職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
			*																														
	(記載例-1)		①	①	③	②	④	①	④																								
	(記載例-2)		ab	ab	ab	cd	de	e	e																								

職種について、兼務しているものは、全て記載すること。

【例】

- ・管理者兼生活相談員
- ・看護師兼機能訓練指導員
- ・生活相談員兼介護職員 etc

この様式は、事業所指定申請時のもので、盛岡市のホームページにも掲載しています。

トップページ>オンラインサービス>申請書>保険・年金・介護・医療>介護保険>指定(許可)申請書>指定居宅サービス(指定介護予防サービス)事業者指定申請書

<http://www.city.morioka.iwate.jp/service/shinseisho/hoken/kaigo/1014919/1014920.html>

- 備考
- * 欄には、当該月の曜日を記入してください。
 - 申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。勤務時間ごとあるいはサービス提供時間単位ごとに区分して番号を付し、その番号を記入してください。
(記載例1-勤務時間 ①8:30~17:00、②16:30~1:00、③0:30~9:00、④休日)
(記載例2-サービス提供時間 a 9:00~12:00、b 13:00~16:00、c 10:30~13:30、d 14:30~17:30、e 休日)
 - 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B~Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。
勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務
 - 常勤換算が必要な職種は、A~Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。
 - 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。

③ 内容及び手続の説明並びに同意について

事例5～6

【指摘内容】

- * 利用者等から報酬改定又は利用者負担割合変更にかかる同意を得ていない。
- * 重要事項説明書に記載すべき項目が不足している。
- * 重要事項説明書に記載されている内容が、実態と異なっている。

【改善ポイント】

- 事前に同意を得た内容に重要な変更が生じた場合は、変更内容について改めて説明の上、同意を得る。
- 特に利用料金の変更の場合は、書面による同意を得ること。
- 次ページの「重要事項説明書に定める事項一覧」で、記載すべき事項を確認し、不足項目を追加する。

注意!

記載すべき内容の苦情処理体制の欄については、事業所の連絡先だけでなく、保険者(盛岡市の場合 介護保険課 626-7562)と岩手県国民健康保険団体連合会(保健介護課 604-6700)の連絡先も入れてください。

重要事項説明書に定める事項一覧

サービス種別 定める事項	居宅サービス												施設サービス				地域密着型サービス												
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)				
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	居宅介護支援	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	定期巡回・随時対応型	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	介護認知症対応型共同生活	居者生活介護	地域密着型特定施設入	福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福	宅介護	看	
① 運営規程の概要 ※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 従業者の勤務体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 事故発生時の対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 苦情処理の体制 ※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○
⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 ※3	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
⑥ 利用料の額及びその改定の方法										○																○			
⑦ 介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要										○																○			
⑧ 要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容										○																○			
⑨ 秘密の保持													○																

平成30年4月1日時点での省令及び解釈通知に基づき作成したものと

【注意】

- ※1 ①の「運営規程の概要」とは、P19の運営規程に定める事項の全て(※サービス毎に異なります。)について、重要事項説明書にも記載するよう指導しています。重要事項説明書への記載は、運営規程で記載された文言を簡略化した概要でも構いません。
- ※2 苦情処理の体制について、一部のサービスで解釈通知に記載が無く○が付いていない部分がありますが、定めておくようお願いいたします。
- ※3 第三者評価の実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況を記載してください。

④ 介護計画の作成について

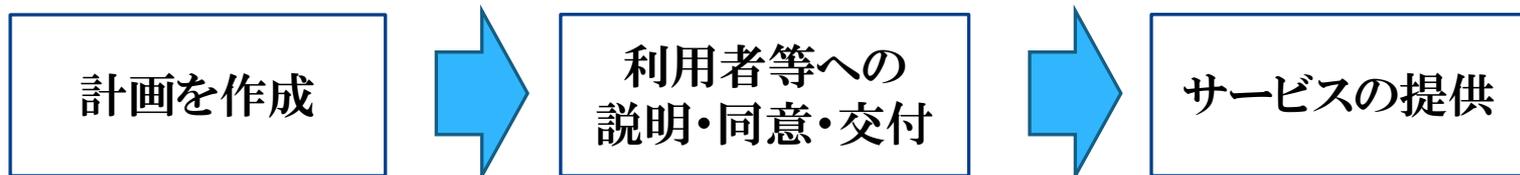
事例7～10

【指摘内容】

- * サービス提供事業所が作成する計画について、
 - (1) 作成していない、若しくはサービス提供後に作成している。
 - (2) サービス提供前に同意を得ていない、若しくは同意を得たことが不明確である。
 - (3) 計画を利用者に交付していない。

【改善ポイント】

- 計画は、サービス提供前に作成する。
- サービス提供前に、利用者又は家族の同意を得た上でサービスの提供を行ってください。
- 計画を利用者へ交付する。



※同意日を明確にすること!

⑤ 運営規程について

事例11

【指摘内容】

- * 記載すべき項目が不足している。
- * 記載されている内容が、実態と異なっている。

【改善ポイント】

- 次ページの「運営規程に定める事項一覧」で、記載すべき事項を確認し、不足項目を追加する。
- 規定内容について再度確認し、実態と異なる部分について変更する。

注意!

運営規程を変更したら、10日以内に保険者に変更届を提出してください。盛岡市の場合、提出先は介護保険課の事業所指定係になります。

⑥ 非常災害対策について

事例12～13

【指摘内容】

- * 非常口や避難器具の付近に物品が置かれている。
- * 避難訓練を実施していない。
- * 非常災害対策計画の項目に不足がある。

【改善ポイント】

- 非常口等の避難経路や避難器具の付近に、避難時に支障となりうる物を置かない。また、定期的に支障物がないかを確認する。
- 消防法等で定められた必要回数以上の避難訓練を実施する。また、施設の立地状況に応じて、非常災害(地震、水害、土砂災害等)を想定した避難訓練も実施する。施設の種別によっては、夜間想定 of 訓練も実施する。

⑥ 非常災害対策について

【非常災害対策計画に必要な項目】

項目	内容
施設等の立地条件	地形等について適正に把握する
災害に関する情報の入手方法	「避難準備・高齢者等避難開始」等の入手方法について確認しておく
災害時の連絡先及び通信手段確認	自治体や利用者の家族や職員の連絡先をまとめておく
避難を開始する時期, 判断基準	「避難準備・高齢者等避難開始発令」時の避難の始め方等を整理しておく
避難場所	市町村が指定する避難場所や施設内の安全なスペース等
避難経路	避難場所までの安全なルート(複数)及び所要時間の把握
避難方法	利用者ごとの避難方法(車いす利用者の場合, 徒歩の場合)
災害時の人員体制, 指揮系統	災害時の参集方法や職員の役割分担, 避難に必要な職員数
関係機関との連絡体制	警察, 消防, 医療機関等の電話番号の把握等

【参考】「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」
(平成28年9月9日付け老総発・老高発・老振発・老老発0909第1号)

⑦ 記録等の整備について

事例14

【指摘内容】

- * サービス提供に関する記録を，適正な期間保存していない。

【改善ポイント】

- 事業者は，利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し，その完結の日から2年間保存しなければならない。
- “完結の日”とは・・・該当の利用者が死亡した日や，サービス提供に係る契約が終了した日等

注意！

保存が必要な記録は，サービス種別ごとに異なるので，基準を確認してください。

⑧ 掲示について

事例16

【指摘内容】

- * 掲示内容に不足がある
- * 掲示しているが、利用者等から見やすい場所ではない。

【改善ポイント】

- 次ページの「掲示事項一覧」で、掲示すべき内容を確認し、全て掲示する。
- 事務室内等の利用者等が見にくい場所ではなく、玄関や廊下等、利用者等が見やすい場所に掲示する。

参考！

・記載すべき項目を全て記載した重要事項説明書を掲示することでも良いです。

・壁に貼り付けなくても、ファイル等に綴じたものを置いたり、壁に掛けたりすることでも良いです。

揭示事項一覧

サービス種別	居宅サービス												施設サービス			地域密着型サービス									
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">サービス種別</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);"> 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 居宅介護支援 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 定期巡回・随時対応型 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護 認知症対応型共同生活 居者生活介護 地域密着型特定施設入 居者生活介護 地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護 地域密着型介護老人福 宅介護 看護小規模多機能型居 </div> </div>																									
① 運営規程の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 従業者の勤務の体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
③ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
④ 協力病院														○	○										
⑤ 利用料														○	○	○									

平成30年4月1日時点での省令及び解釈通知に基づき作成したもの

⑨ 身体的拘束等について

事例19

【指摘内容】

- * 身体的拘束等に係る説明書に不備がある。
- * 経過観察記録がない。

【改善ポイント】

- * 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、
 - ①切迫性・非代替性・一時性の要件をすべて満たしているか確認する。
 - ②身体的拘束の内容等を詳細に説明するなど、手続の面でも慎重な取り扱いをする。
 - ③身体的拘束等に関する記録をする。

⑩ 身体的拘束等の適正化のための取り組みについて

事例20

【指摘内容】

- * 身体的拘束等の適正化のための指針について項目が不足している。
- * 指針に基づいた研修プログラムを作成していない。

【改善ポイント】

- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、指針に基づいた研修プログラムを作成してください。指針に盛り込む項目は、事例20の「改善方法等」に記載しています。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

⇒ 幅広い職種(例:施設長, 事務長, 医師, 看護職員, 介護職員, 生活相談員)により構成。

3月に1回以上開催。結果について介護職員等に周知。

身体的拘束等のための研修

⇒ 定期的(年2回以上), 新規採用時に実施。
研修の実施内容を記録。



参考

⑪ 変更の届出について

事例23

【指摘内容】

- * 厚生労働省令で定められている届出事項について、変更が生じているが、市に変更届が出されていない。

【改善ポイント】

- 届出事項に変更があった際は、10日以内に届出する。
- 変更時には、複数の職員でチェックする。

参考！

- ・変更届の提出は、盛岡市の場合、介護保険課の事業所指定係へ。
- ・様式は盛岡市のホームページに掲載しています。

トップページ> オンラインサービス> 申請書> 保険・年金・介護・医療> 介護保険

<http://www.city.morioka.iwate.jp/service/shinseisho/hoken/kaigo/1014934/index.html>

⑫ 報酬請求について

【指摘内容】

- * 提供したサービス内容等の記録が不十分である。事例24. 27.
31
- * 減算を適切に適用していない。事例32
- * 算定要件を満たしていないが、加算等を算定している。事例25. 26. 28. 29.
30. 33. 35

【改善ポイント】

- 算定要件を満たしていることを客観的に判断できるように、記録を作成する。
- 報酬請求の際には、算定要件を満たしているか、複数の職員で確認する。

注意!

記録不十分、算定要件を満たしていない等により、報酬請求に不備がある場合には、過誤調整が必要となる場合がありますので、算定の際には十分な注意が必要です。

★事故発生時の対応について①

事業者は、利用者に対するサービスの提供等により、事故が発生した場合は、次の者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる必要があります。

- ・市町村
- ・利用者の家族
- ・利用者に係る居宅介護支援事業者 等

参考！

盛岡市への報告は、昨年度までは、介護保険課の給付係でしたが、今年度から介護保険課の事業所指定係に変更になりました。

★事故発生時の対応について②

【報告を要する事故の例】

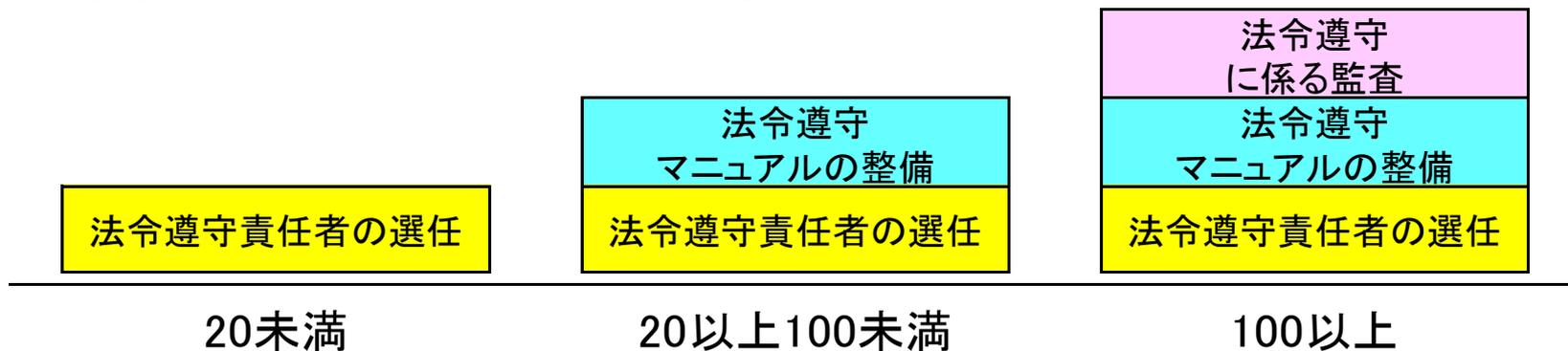
① 自然死以外の死亡	介護サービスの提供等に係る利用者及び従業者の事故等による死亡, 自殺, 変死など
② 傷病等	介護サービスの提供等に重大な影響を及ぼす食中毒・感染症等の傷病, 医療事故など
③ 暴力・犯罪行為	介護サービスの提供等に係る利用者又は従業者等による暴力又は犯罪行為など
④ 施設入所(利用)者の無断外出	警察への通報, 捜索を要する(行った)場合など
⑤ 火災を含む災害	施設等における小火を含む火災, 避難を要する災害, 物的・人的被害が生じた災害など
⑥ 交通事故	介護サービスの提供等に係る利用者の交通事故など
⑦ 管理瑕疵	施設等の管理瑕疵による事故・不祥事案など
⑧ その他の事故・事件等	上記に準じると認められる利用者又は従業者等に係る事故, 事件など

★業務管理体制について①

【業務管理体制の整備】

指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、業務管理体制の整備を義務付け、法令遵守の義務の履行を確保するもの。

【業務管理体制整備の内容】



指定又は許可を受けている事業所数
(みなし事業所を除く)

★業務管理体制について②

【届出先】

区分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	③を除く市町村長
⑤ ①から④以外の事業者	都道府県知事

参考!

・業務管理体制に係る届出書を、上記の届出先に各事業所毎ではなく、「事業者」として提出する必要があります。届出内容に変更があった場合は、変更届の提出も必要です。

・当市が所管の法人に対しては、事業所の実地指導に併せて業務管理体制に対する検査を行っています。

★業務管理体制について③

様式第 535 号 (第 62 条関係)

受付番号

介護保険法第 115 条の 32 第 2 項 (整備) 又は第 4 項
(区分の変更) に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

盛岡市長 様

事業者 名 称
代表者職・氏名
(個人にあっては氏名) 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者 (法人) 番号										
1	届出の内容	(1) 法第 115 条の 32 第 2 項関係 (整備)										
		(2) 法第 115 条の 32 第 4 項関係 (区分の変更)										
2	フリガナ 名 称											
		住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -) 都 道 郡 市 府 県 区									
			(ビルの名称等)									
			連 絡 先	電話番号	F A X 番号							
		業 者	法人の種別									
代表者の職名・氏名・生年月日	職 名		フリガナ 氏 名	生 年 月 日								
代表者の住所	(郵便番号 -) 都 道 郡 市 府 県 区											
		(ビルの名称等)										
3	事業所名称等 及び所在地	事業所名称										
		計 画 所	指定 (許可) 年月日	介護保険事業所番号 (医療機関等コード)	所 在 地							
4	介護保険法施行規則第 140 条の 40 第 1 項第 2 号から第 4 号に基づく届出事項	第 2 号	法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)							生 年 月 日		
		第 3 号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要									
		第 4 号	業務執行の状況の監査の方法の概要									
5	区分変更	区分変更前行政機関名称, 担当部 (局) 課										
		事業者 (法人) 番号										
		区分変更の理由										
		区分変更後行政機関名称, 担当部 (局) 課										
		区 分 変 更 日										
		年 月 日										

(日本工業規格 A 列 4 番)

盛岡市への届出が必要な事業者は、「**盛岡市介護保険課 事業所指定係**」まで届出するようお願いいたします。

様式は、盛岡市のホームページに掲載しています。

適正な運営・報酬請求にむけて

運営基準条例や介護報酬の算定要件を満たしているか、再確認してください。

- **実地指導の有無に関わらず事業所に戻ったら、是非ご確認ください。**

令和元年度 実地指導(予定)

【実施時期】令和元年6月～令和2年2月

【対象事業所数】112事業所

居宅サービス	81事業所
介護保険施設サービス	8事業所
地域密着型サービス	23事業所

実地指導 事前提出資料について

事前提出資料は市のホームページに掲載しています。資料(事前提出調書, 自主点検表, 加算等自己点検シート)をダウンロードし, 作成後, 実施通知に記載された期限までに提出をお願いします。

①盛岡市のホームページ(<http://www.city.morioka.iwate.jp/index.html>)

The screenshot shows the Morioka City homepage. At the top left is the Morioka City logo and name. Below it is a navigation bar with buttons for '検索' (Search), 'よくある質問' (Frequently Asked Questions), and '広報ID' (Advertisement ID). A search bar is located below the navigation bar, with a '検索' button and a link for '広報ID検索の使い方' (How to use the Advertisement ID search). A callout box points to the '広報ID' button with the text '② 広報IDをクリック' (Click the Advertisement ID). Another callout box points to the search bar with the text '③ 次ページの事業種別一覧の広報IDを入力する。' (Enter the Advertisement ID from the list of business types on the next page).

盛岡市
morioka city

検索 よくある質問 広報ID

検索 広報ID検索の使い方

② 広報IDをクリック

③ 次ページの事業種別一覧の広報IDを入力する。

実地指導 事前提出資料について

事業種別	広報ID
居宅介護支援	1003919
居宅療養管理指導	1003920
訪問サービス(訪問介護, 訪問入浴介護, 訪問看護, 訪問リハビリテーション)	1003921
通所サービス(通所介護, 通所リハビリテーション)	1003922
短期入所生活介護	1003923
短期入所療養介護	1003924
特定施設入居者生活介護	1003925
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	1003926
介護老人福祉施設	1003928
介護老人保健施設	1003927
介護療養型医療施設	1003929
地域密着型サービス (定期巡回・随時対応型訪問介護看護, 地域密着型通所介護, 認知症対応型通所介護, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	1003930
★業務管理体制 ※検査を実施する旨の連絡があった場合のみ	1003932

参考ホームページ①

○ 盛岡市

トップページ＞健康・福祉＞介護・医療＞介護保険

<http://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/kaigoiryo/kaigohoken/index.html>

○ 岩手県

トップページ＞くらし・環境＞福祉＞介護福祉

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/index.html>

○ WAM NET

(福祉医療機構が運営する, 福祉・保健・医療の総合情報サイト)

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

参考ホームページ②

* 厚生労働省

(1) 介護・高齢者福祉 トップページ

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/

(2) 平成30年度介護報酬改定について

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉
>介護報酬>平成30年度介護報酬改定について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html

(3) 介護サービス関係Q&A

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>
介護サービス関係Q&A

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

ご清聴
ありがとうございました

盛岡市保健福祉部 地域福祉課指導監査係